

学校事故における事後検証の在り方について (論点整理)

平成28年1月18日

(1) 検証の対象となる学校種

学校教育法第1条による学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校とし、大学は除く)並びに幼保連携型認定こども園

(2) 検証の対象となる事故の範囲

死亡事故とし、死亡事故以外の事故は設置者において必要と認められる場合に実施、ヒヤリハット事例については各学校において適宜実施するという事としてどうか。

【参考(他制度等の取扱い)】

(子供の自殺が起きたときの背景調査の指針)

基本調査の調査対象は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案。

(教育・保育施設等における重大事故の発生防止策に関する検討会 最終取りまとめ)

(ウ) 検証の対象範囲

死亡事故の検証については、事例ごとに行う。

なお、死亡以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、必要と判断した事例についても実施する。(例:意識不明等)それ以外の事故やいわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者において実施する。

(3) 検証の方法

以下のように検証を実施することとしてどうか。

基本調査と詳細調査の2段階とする。(2)の学校事故に対し当該学校が基本調査を実施後、詳細調査への移行の判断を、基本調査の報告を受けた学校の設置者が行うこととする。その際、私立学校については、必要に応じて、都道府県私学担当課が支援・助言を行うこととする。

詳細調査への移行の判断に当たっては、遺族等の意向に十分配慮することとする。全ての事案について移行することが望ましいが、難しい場合は少なくとも次の場合に詳細調査を実施するものとする。

①学校活動における要素が背景に疑われる場合(登下校中の事故や座学中の突然死等は対象外)

②遺族等の要望がある場合

③その他必要な場合

※遺族等がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、詳細調査の実施について改めて遺族等に提案することも考えられる。

【参考（他制度等の取扱い）】

（子供の自殺が起きたときの背景調査の指針）

3 詳細調査への移行の判断

（2）詳細調査への移行の判断

- 詳細調査への移行の判断の主体は、基本調査の報告を受けた設置者である。
- 詳細調査に移行するかどうかの判断については、「詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考としながら、例えば第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい。

（3）詳細調査に移行すべき事案の考え方

- 全ての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。これが難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する。
 - ア) 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合に実施

【主なご意見（委員）】

- ・第三者委員会を早く作ることは、行政にとってプラスにはなってもマイナスになることはない。
- ・第三者委員会が、当事者の知らないところでいつの間にか立ち上がっていることもある。
- ・独特な学校文化の中で、やはり常設の独立した調査機関というのが、必要だと私は思っている。

【主なご意見（遺族）】

- ・検証委員会の設置については、法律的な義務や教育委員会内でのルールがない。
- ・きちんとした知識と手法を踏まえた委員が、権限を持ち、本気で検証に取り組まなければならない。そのためには、学校事故に対処する機関、コーディネートする機関を常設する必要がある。
- ・第三者委員会には強制力がなく、調査に限界があるのであれば、できないときは白旗を上げればいいし、できない、分からないと言えよ。できていないのにあたかもできたように振る舞わないでほしい。
- ・第三者による事故調査委員会の速やかな設置を国が制度として確立してほしい。
- ・第三者調査委員会の設置が、責任逃れの口実に使われ、逆効果になることもあるので、被害者家族も委員の人選に関与する等、対応策が必要である。

（4）基本調査の実施

学校事故が発生した場合は、設置者の指導・支援のもと、各学校において基本調査を実施することとしてはどうか。事故が発生した日から、関係する全ての教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）、事実関係の整理を行い、状況に応じ、被災児童生徒等と関係の深かった（事故現場に居合わせた）子供への聴き取りを行ってはどうか。（聴き取りの前には保護者に連絡して理解、協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を万全に整えること。）

(5) 詳細調査の実施

(5)-1 検証の実施主体

学校、学校の設置者又は都道府県私学担当課が実施することとしてはどうか。その際、公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく学校の設置者、私立学校における調査については、死亡事故等が発生した場合であって、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大な事態であることに鑑み、都道府県私学担当課が調査を行うなど積極的に対応することとしてはどうか。また、市町村教育委員会又は都道府県私学担当課が調査を実施する場合は、必要に応じて都道府県教育委員会が支援することとしてはどうか。

【参考（他制度等の取扱い）】

(子供の自殺が起きたときの背景調査の指針)

(基本調査については) 設置者の指導・支援のもと、学校が実施。(中略) 情報の整理には時間と人員が必要であり、設置者の人的支援が必要となる。(詳細調査については) 公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者。小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域の支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平常時から整えておくことが望まれる。

(教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ)

ア 基本的な考え方

(イ) 実施主体

行政における役割分担を踏まえ、事故の検証の実施主体については、「認可を受けていない施設・事業」における事故に関しては都道府県(指定都市、中核市を含む。)とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村において、検証を実施する。

なお、市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。

(児童虐待の検証に関する通知)

2 実施主体

都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が実施することとし、検証の対象となった事例に係る市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。なお、児童相談所、市町村(要保護児童対策地域協議会)その他の機関が独自に検証を行うことも望ましい。

【主なご意見（遺族）】

- ・個々の学校や小さな教育委員会の範囲では検証を行うのは難しい。
- ・事故対応に教員は慣れておらず、学校事故が起きたときは、学校や行政に対してのサポートも必要である。

(5)-2 検証委員会、検証委員の構成

詳細調査については、中立的な立場の外部専門家が参画した検証委員会を設置して実施してはどうか。この検証委員会の構成については、弁護士や学識経験者等であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体等からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することとしてはどうか。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求め、検証委員については、守秘義務を課すこと、氏名は特別の事情がない限りは公表することとしてはどうか。また、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理する「調査員」を検証委員会の構成員とは別に置いておくことも盛り込んでどうか。

【参考(他制度等の取扱い)】

(子供の自殺が起きたときの背景調査の指針)

(1) 調査組織の設置

- 中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織とすることが必要。
- 調査組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する者であって調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- 調査組織の構成員について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することが想定される。
- なお、多数の子供からの聴き取り調査等を外部専門家が直接すべて行うのはかなりの時間的制約があると予想される。このため、例えば、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理する「調査員」を、調査組織の構成員とは、別に置いておくなどが考えられる

(教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ)

ア 基本的な考え方

(エ) 検証組織、検証委員の構成

都道府県又は市町村における死亡事故等の検証にあたっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

(児童虐待の検証に関する通知)

3 検証組織

検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会(児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下同じ。)の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。

4 検証委員の構成

検証委員は外部の者(当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者)で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。

【主なご意見(委員)】

- ・検証組織に行政関係者が入る場合も、多数決を取れば、行政が少数意見とならざるを得ない人員構成にしておくのがよい。
- ・検証組織が設置されることがあらかじめ決められていることが望ましい。

【主なご意見（遺族）】

- ・ 検証委員会の委員と事務局の選定において、血縁関係のある者を選ぶのは避けるべきであり、学校事故の検証なのに学校関係者がいないことは問題である。
- ・ 短期間で委員の公平・中立性を確認することは不可能であることから、委員選出には当事者の意見を入れる。

(5) -3 検証の進め方

① 検証は以下に留意し、進めることとしてはどうか。

- ・ 検証については、事故発生の実態把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。
- ・ 検証に係る調査等については、検証委員の意見を尊重して進めるとともに討議時間を十分確保して行う。
- ・ プライバシー保護の観点から、状況に応じて検証委員会は非公開とする。

② 検証委員会においては、以下のような手順で情報収集を進めてはどうか。

- ア 基本調査の経過、方法、結果の把握、追加調査実施の必要性の有無の確認
- イ 学校以外の関係機関への聴き取り
- ウ 状況に応じ、(事故現場に居合わせた)子供への聴き取り
- エ 遺族等からの聴き取り

なお、聴き取り調査を行うにあたっては、聴取・記録・心のケアへの配慮の観点から原則複数の対応者で実施する。

また、情報収集においては、例えば、子供の事故当日の健康状態、死亡事故等に至った経緯、事故予防マニュアルの整備、研修の実施、職員配置等に関すること(ソフト面)、設備の状況に関すること(ハード面)、教育が行われていた状況(環境面)、担当教諭(担任、部活動顧問等)の状況(人的面)、事故が発生した場所の見取り図等を確認し、事故に至る過程の検証及び問題点・課題の抽出を行う。

③ 収集した情報の整理については、以下のとおりとしてはどうか。

- 様々な情報を「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理する。
- 整理した情報から、事実が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく。
- ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとってはならない。

④ 分析評価については、以下のとおりとしてはどうか。

- 分析評価は、目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要である。
- 検証委員会の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である。
- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる。

【参考（他制度等の取扱い）】

（子供の自殺が起きたときの背景調査の指針）

2. 基本調査の実施

（2）基本調査の実施（発生（認知）したその日から開始）

- ① 遺族との関わり・関係機関との協力等
- ② 指導記録等の確認
- ③ 全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
- ④ 亡くなった子供と関係の深い子供への聴き取り調査（状況に応じて）

4. 詳細調査の実施

（3）詳細調査の実施

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ① 基本調査の確認 | ② 学校以外の関係機関への聴き取り |
| ③ 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査 | ④ 遺族からの聴き取り |

（6）情報の整理

○例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理

○整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく

○ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとってはならない。

（7）自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）と再発防止・自殺予防への提言

○自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）は、目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要である。

○調査組織の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である。

○自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

○基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる。

（教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ）

ア 基本的な考え方

（オ）検証委員会の開催

- a 死亡事故については、事故発生後速やかに開催する。また、その他の事故については、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて開催することができる。

なお、検証については、事故発生の実態把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

- b （省略）また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる。公開/非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者ヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

イ 具体的な検証の進め方

(イ) 事例の内容把握

a 確認事項

- ・ 検証の目的
- ・ 検証方法（関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）
- ・ 検証スケジュール

b 事例の内容把握

- ・ 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ・ 疑問点や不明な点を整理する。

(ウ) 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証組織によるヒアリングや現地調査を実施する。

(児童虐待の検証に関する通知)

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。
- (2) 検証に係る調査等については、委員の意見を尊重して進めるとともに討議時間を十分確保して行う。
- (3) 都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (4) 検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題、地域の児童福祉の提供体制及び当該事例の家族の要因等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (5) プライバシー保護の観点から会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

【主なご意見（委員）】

- ・ 検証委員会の目的は、原因の究明であって責任の追及ではないと思う。
- ・ 事故調査というのは、やはり再発防止が一番大切
- ・ 第三者委員会を作るときには、中立・公平・客観性と言われるが、これは本当に難しく、唯一保証できるのが客観性だけである。
- ・ 第三者委員会には強制力がなく警察の捜査と違い任意の調査となるので、口を閉ざされてしまうと進められないという問題がある。
- ・ 事故が起きたときは、再現実験を行うことも必要ではないか。

【主なご意見（遺族）】

- ・ 教育が行う検証は、警察や司法とは別の視点を持つべきで、再発の防止や残された周囲の子供たちのケアが重要である。
- ・ 第三者委員会の公正・中立の在り方について、今後より具体的に考えていくべき問題であり、公正・中立を担保しつつ説明責任を果たしていくことが必要。
- ・ 子供は問題に向き合う精神力を持っており、子供たちへの聴き取りは可能。

(5)-4 報告書、公表及び指導

① 報告書の作成については以下のとおりとはどうか。

報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証委員会における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。

- ・ 検証の目的 ・ 検証の方法 ・ 事例の概要 ・ 明らかとなった問題点・課題 ・ 問題点・課題に対する提案(提言)
- ・ 今後の課題 ・ 会議開催経過 ・ 検証委員会の委員名簿 ・ 参考資料

② 報告書の公表については、以下のとおりとはどうか。

検証の実施主体(学校の設置者等)が報告書を公表する。その際には、遺族等や子供など関係者へ配慮して公表内容を決めることとし、特に報道機関に対して報告書を公表する場合は、遺族等への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する。

③ 報告書の調査資料の取扱いは以下のとおりとはどうか。

検証の実施主体(学校の設置者等)は、報告書に係る調査資料を、設置者等の文書管理規定に基づき適切に管理する。

【参考(他制度等の取扱い)】

(子供の自殺が起きたときの背景調査の指針)

4 詳細調査の実施

(8) 報告書のとりまとめと遺族等への説明

① 報告書の内容

○分からないことについては、その旨を率直に記載すべきである

○報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める

○報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を(報告書か概要版か)どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する

○学校の安全配慮義務に違反や瑕疵(かし)が認められるような場合は、率直に記載すべきである

6 いじめが背景に疑われる場合の措置

④ いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査結果の提供及び報告

調査結果については、国立大学に附属して設置される学校に係る調査結果は文部科学大臣に、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、私立学校に係る調査結果は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

【参考（他制度等の取扱い）】

（教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ）

イ 具体的な検証の進め方

（オ）報告書

○ 報告書の作成については、以下のとおりとする。

a 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点や課題
- ・ 問題点や課題に対する提案（提言）
- ・ 今後の課題
- ・ 会議開催経過
- ・ 検証組織の委員名簿
- ・ 参考資料

b 報告書の内容を検討、精査する。

c 検証組織は報告書を都道府県又は市町村に提出する。

○ 公表については、以下のとおりとする。

各施設又は事業所における死亡事故等の検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシーの保護について十分配慮する。なお、公表の際には国に報告書を提出する。

（児童虐待の検証に関する通知）

（1）報告書の作成

ア 報告書の骨子について検討する。

イ 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- ・ 問題点・課題に対する提案（提言）
- ・ 今後の課題
- ・ 会議開催経過
- ・ 検証組織の委員名簿
- ・ 参考資料

ウ 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。エ 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

（2）公表

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されていることから、検証結果は公表すべきである。公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際には厚生労働省に報告書を提出する。

【主なご意見（委員）】

- ・ 報告書の共有については、プライバシーの問題もあるので、事故例として報告するときには、匿名化したり、時間を経て、どこのいつの事故が分からないようにしたりすることが必要。
- ・ 理解するのは、「チャイルド・デス・レビュー」でやればよく、2、3か月から1年以内の検討でやめないと何年もやっても無理である。

【主なご意見（遺族）】

- ・ 第三者委員会から提出された調査結果に対する責任をどこが担うか、調査資料の保管責任をどうするか、責任の所在を明確化し、調査全体のマネジメントを行っていく上位組織の存在が必要。
- ・ 第三者委員会が解散した後、調査資料一切が廃棄されていたことは非常に大きな問題である。調査資料は公文書に準じた扱いがされるべきである。

(6) 事故の再発防止に向けた報告書の活用

事故の再発防止に向けた報告書の活用については以下のとおりとはどうか。

- ・当該学校及び同地域の学校の教職員で報告書を共有し、改善策を講ずるとともに、事故予防への課題等報告書の内容について共通理解を図る。
- ・学校又は学校設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。その際、私立学校においては、必要に応じて、都道府県私学担当課が支援・助言を行う。
- ・定期的に国、都道府県レベルで事故に係る報告書を収集・分析し、今後の再発防止に役立てていく。

【参考（他制度等の取扱い）】

(子供の自殺が起きたときの背景調査の指針)

(9) 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

- 当該校の教職員、同地域の学校の教職員で、報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について共通理解を図る。
- 報告書について、例えば都道府県レベルで域内のものを収集・検証するなどし、より広範囲で、今後の自殺予防に役立てていく観点が重要

(教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ)

イ 具体的な検証の進め方

(オ) 報告書

- 提言の実施状況については、以下のとおりとする。
都道府県又は市町村及び各施設・事業者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに講じた措置及びその実施状況について適時適切に点検・評価する。

【主なご意見（委員）】

- ・第三者委員会に事故の検証を預けたとしても、検証委員会を作ることで終わりではなく、専門家が出したその結論、報告を、当事者がどう活かすかが大切である。
- ・事故対応としては、必ず報告書を作り何が起きたのか真実を知ること、その後検証を行い、その報告書が生きること、そして再発防止の取組を行うことが、しっかりとした仕組みの中で行われるべきである。

【主なご意見（遺族）】

- ・それぞれの事故に適切かつ必要な調査内容や専門家について、情報を集積し、できればデータベース化してほしい。
- ・報告書が再発防止に生かされていないことが多いので、報告書を学校レベル、地域レベル、国家レベルで再発防止に生かす仕組みを作るべき。

【検証の進め方の例】

基本調査

【学校】

- 関係する全ての教職員からの聴き取り(3日以内を目途に終了が望ましい)
- 子供から必要に応じて聴き取り(数日以内に終了が望ましい)
- 事実関係を整理し、設置者へ報告

詳細調査移行の確認

【学校設置者】

- 詳細調査への移行の判断に当たっては遺族等の意向に十分配慮の上、設置者が判断
- 全ての事案について詳細調査に移行することが難しい場合、
①学校活動における要素が背景に疑われる場合 ②遺族等の要望がある場合 ③その他必要な場合に詳細調査を実施

詳細調査

【学校、学校設置者、都道府県私学担当課(調査の実施は「検証委員会」)】

- 公平性・中立性を確保した検証委員会委員の選定
- 検証委員の意見を尊重した調査の実施、討議時間を十分確保
- 基本調査を基礎とした追加的な情報収集、情報の整理、検証(分析評価)

報告書の作成・公表

【学校、学校設置者、都道府県私学担当課(報告書の作成は「検証委員会」)】

- 報告書の作成(検証の目的、検証の方法、事例の概要、明らかとなった問題点・課題、問題点・課題に対する提案(提言)、今後の課題、会議開催経過、検証委員会の委員名簿、参考資料等)
- 遺族等や子供など関係者へ配慮した公表内容とし、報告書は検証の実施主体が原則公表

報告書の活用

【学校、学校設置者、都道府県等、国】

- 当該学校及び同地域の学校教職員で報告書を共有、報告書の内容の共通理解の促進
- 学校又は設置者による報告書の提言を受けた具体的な措置の実施、実施状況の点検・評価
- 国、都道府県レベルで事故に係る報告書を定期的に収集・分析